

1 基本的に使用停止の協力を要請等する施設一覧

(1) 基本的な考え方

今回の施設の使用停止への協力要請は、コロナウイルス感染症の拡大防止のために行うものです。そのため、施設名のみならず、実際の使用目的や、感染拡大が現に起こり得るかを勘案して判断する必要があります。

今回の新型コロナウイルス感染症発生後に、業態を完全に変更した場合は、変更後の現況をもって判断します。

なお、下表に示す再開可能日以降については、感染防止対策を徹底していただくことで、協力要請の解除を行います。感染防止対策については、県からお示しするチェックリスト等を参考にし、必要な対策を十分検討下さいますようお願いいたします。

趣旨を御理解のうえ、どうぞ協力要請にご協力ください。

(2) 施設例

種類	施設	再開可能日	備考
遊興施設等	キャバレー	—	特措法の規定による協力要請 ・カラオケは、全ての施設において行わないこと。 ※客への接触を伴わないものについては再開可能日を11日とします。 ※※歌謡のための設備の使用を停止し、飲食提供のみの場合は再開可能日が11日、発声を伴わない楽器練習等のみの場合は再開可能日が7日となります。 †風営法第2条第1項第1号の許可を受けた施設。該当しない場合は再開可能日を11日とします。 ・客への接触や、密接した状態での接待を伴う施設は、全て施設の使用停止を協力要請します。
	ナイトクラブ	—	
	ダンスホール	—	
	ディスコ	—	
	ショーパブ	—	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	—	
	店舗型ファッションヘルス	—	
	その他性風俗店※	—	
	カラオケボックス※※	—	
	ライブハウス	—	
	バー、スナック†	—	
	スポーツバー†	—	
	ダーツバー	11日	
	パブ	11日	
	ストリップ劇場	11日	
	ヌードスタジオ	11日	
	のぞき劇場	11日	
	個室ビデオ店	11日	
	ネットカフェ	11日	
	漫画喫茶	11日	
勝馬投票券発売所	11日		
場外車券売場	11日		
競艇場外発売場	11日		

	射的場	11日	
大学・学習塾等	大学	7日	○床面積の合計が 1,000 m ² を超える場合 特措法の規定による協力要請
	専修学校・各種学校	7日	
	高等専修学校	7日	○床面積の合計が 1,000 m ² 以下の場合 特措法によらない協力依頼 ※業態をオンライン授業に限る場合や、家庭教師は対象外
	専門学校	7日	
	学習塾	7日	
	英会話教室	7日	
	インターナショナルスクール	7日	
	日本語学校・外国語学校	7日	
	そろばん教室	7日	
	バレエ教室	7日	
	囲碁・将棋教室	7日	
	音楽教室	7日	
	自動車教習所	7日	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	7日	
体操教室	7日		
学校 (上記を除く)	幼稚園	7日	特措法による協力要請
	小学校	7日	
	中学校	7日	
	義務教育学校	7日	※預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続する。
	高等学校	7日	
	高等専門学校	7日	
	中等教育学校	7日	
	特別支援学校	7日	
運動施設、遊技施設	体育館	7日	特措法による協力要請
	屋内・屋外水泳場	7日	
	ボウリング場	7日	ゴルフ練習場(※1)、バッティング練習場(※1)、陸上競技場(※2)、野球場(※2)、テニスコート(※2)、弓道場等は対象外
	スケート場	7日	
	柔剣道場	7日	
	スポーツクラブ	7日	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	7日	
	マージャン店	11日	
	パチンコ屋	11日	
	ゲームセンター	11日	※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	テーマパーク	11日	
	遊園地	11日	
劇場等	劇場	7日	

	映画館	7日	特措法による協力要請
	観覧場	7日	
	プラネタリウム	7日	
	演芸場	7日	
集会・展示施設	集会場	7日	特措法による協力要請 ※神社、寺院、教会等は対象外
	公会堂	7日	
	展示場	7日	
	貸会議室	7日	
	文化会館	7日	
	多目的ホール	7日	
博物館・ホテル等	博物館	7日	○床面積の合計が1,000㎡を超える場合 特措法による協力要請 ○床面積の合計が1,000㎡以下の場合 特措法によらない協力依頼
	美術館	7日	
	図書館	7日	
	科学館	7日	
	動物園	7日	
	植物園	7日	
	水族館	7日	
	記念館	7日	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	7日	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	7日	
商業施設	DVD/ビデオショップ	7日	○床面積の合計が1,000㎡を超える場合 特措法による協力要請 ○床面積の合計が1,000㎡以下の場合 特措法によらない協力依頼 ※1不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動とあわせて展示場への来場を促すことで、将来の購買の意欲喚起を図るものは、「展示場」に該当します。
	DVD/ビデオレンタル	7日	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	7日	
	ゴルフショップ	7日	
	エステサロン	7日	
	ネイルサロン	7日	
	まつ毛エクステンション	7日	
	脱毛サロン	7日	
	日焼けサロン	7日	
	写真屋	7日	
	フォトスタジオ	7日	
	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	7日	
	ペット美容室（トリミング）	7日	

	囲碁・将棋盤店	7日	
	金券ショップ	7日	
	古物商（質屋を除く。）	7日	
	住宅展示場（※1）	7日	
	展望室	7日	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	7日	
	土産物屋	7日	
	美術品販売	7日	
	宝石類や金銀の販売店	7日	
	旅行代理店（店舗）	7日	

（3）床面積の考え方

- ・床面積については事務スペース等も含みます。
- ・建築物全体の床面積ではなく、当該施設の建築物の床面積で判断します。
（例）1,000 m²を超えるオフィスビルに入居している床面積 50 m²の店舗は、1,000 m²を超える施設に該当しません。
- ・複数の対象施設が入っている建築物については、当該複数施設の建築物の床面積を合算しません。
（例）400 m²のボウリング場、300 m²のマーケット、200 m²の理髪店、200 m²の学習塾が入居する建築物については、それぞれの施設は 1,000 m²を超える施設に該当しません。
- ・百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、建築物の床面積を合算してください。

2 基本的に使用停止の協力を要請しない施設一覧

(1) 基本的な考え方

自宅以外で外出自粛要請に協力する県民が、必要最低限の生活を維持するために不可欠なサービスを提供するための施設を例示しています。

そのため、サービスの提供については、資格の有無が判断基準の一つとなります。また、営業を行う場合、**必ず適切な感染防止対策**を行ってください。

(2) 施設例

種類	施設
医療施設等	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復等 ※いずれも有資格者が行うもの
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施 障害児通所支援事業所、その他児童福祉法関係の施設、障害福祉サービス等事業所、老人福祉法・介護保険法関係の施設、婦人保護施設、その他の社会福祉施設等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場（移動販売店舗含む）、コンビニエンスストア、百貨店（生活必需品売場）、スーパーマーケット、ホームセンター（生活必需品売場）、ショッピングモール（生活必需品売場）、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、寝具店、文房具屋、酒屋等
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋、屋形船、屋台等 ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を依頼し、酒類の提供は夜7時までとすることを依頼する（宅配・テイクアウトサービスは除く）。 ただし、県から示すチェックリスト等を参考とした基本的な感染防止対策の徹底を条件に、5月11日以降は依頼を解除する。
住宅・宿泊施設	ホテル・旅館（集会の用に供する部分を除く）、カプセルホテル、民泊、共同住宅、寄宿舎、下宿、ウィークリーマンション等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等を含む）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、消費者金融、ATM、証券取引所、証券会社、保険代理店、事務所、官公署等
その他	理髪店、美容室、銭湯（公衆浴場）、貸倉庫、郵便局、メディア、貸衣装屋、不動産屋、結婚式場（貸衣装含む）、葬儀場・火葬場、質屋、獣医、ペットホテル、たばこ屋（たばこ専門店）、ブライダルショップ、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、修理店（時計、靴、洋服等）、鍵屋、100円ショップ、販売店、家具屋、自動車販売店（カーディーラー）、カー用品店、花屋、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係等

